

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本業務では、自社の知財の流通を図りたい権利者や、他者の知財を活用して商品開発を図りたい県内中小企業等の事業展開を支援するため、相談員（特許流通コーディネーター）を設置し、業務を行う。 この業務を実施するための要件として次の5点があげられる。 (1) 特許流通コーディネーターに求められる、知財に関する専門的な知識やマッチングに関するノウハウ、行動力、技術を評価する能力を有する者を確保できること (2) 企業から収集する技術情報等、秘密事項の管理体制が確立していること (3) 県内企業等が抱える課題を分析し、知財マッチングによる解決の方策を提案できること (4) 企業等からの相談に的確に対応できる専門家との連携が可能であること (5) 広く支援を展開するために、県内外の関係機関とのネットワークを有していること これらの要件を満たし、且つ、相談者から信頼の得られる業務体制を確保する観点から、価格競争による契約先決定にはなじまない契約である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 一般社団法人岐阜県発明協会は、昭和27年の社団法人発明協会岐阜県支部創立以来、知的財産に係る活動により、地域経済の発展に寄与してきた。 発明協会の特徴として次の3点があげられる。 (1) 長年にわたる知財の支援実績を有し、支援ノウハウを蓄積していることに加え、専門人材の確保や秘密保守管理の体制を整えている。 【要件(1)、(2)、(3)に該当】 (2) 県内15市に支会を持つほか、知的財産にかかわる国の関係機関、他県の発明協会、弁理士、公設試験研究機関及び県内の産業支援機関等との強固なネットワーク及び連携実績を有している。 【要件(4)、(5)に該当】 (3) 県内企業（相談者）から知財流通の相談窓口として認知され、信頼を確保していることに加え、令和4年度から国事業「岐阜県知財総合支援窓口」を受託しており、一体となった効果的かつ効率的な支援が期待できる。 【要件(3)、(4)に該当】 以上、事業実施に必要な要件をすべて備えるのは、一般社団法人岐阜県発明協会のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。